

区営自転車駐車場(環7南・高島平エリア)指定管理者の非公募選定に関する方針
(令和8年5月21日区長決定)

1 本方針の位置付け

本方針は、公募により区営自転車駐車場(環7南・高島平エリア)の指定管理者として選定された事業者を、その指定期間内において同エリア内に区営自転車駐車場が新設される際に、自転車等の駐車場の整備及び放置の防止に関する条例第16条の2第1項ただし書の規定に基づき、公募によらない選定(以下「非公募」という。)により指定管理者として選定するための事項を定めるものである。

2 非公募により選定される指定管理者の基本事項

(1) 非公募により選定される指定管理者

公募により選定された区営自転車駐車場(環7南・高島平エリア)指定管理者

(2) 対象施設

環7南・高島平エリアに新たに設置する区営自転車駐車場。なお、環7南・高島平エリアとは、下記の駅を基点とした周辺エリアを指す。

① 東武東上線

下板橋駅、大山駅、中板橋駅

② 東京メトロ有楽町線

小竹向原駅

③ 都営三田線

新板橋駅、板橋区役所前駅、西台駅、高島平駅、新高島平駅、西高島平駅

④ JR 埼京線

板橋駅

(3) 管理業務の範囲

自転車等の駐車場の整備及び放置の防止に関する条例第16条に規定する業務

(4) 指定期間

対象施設の供用開始日から指定期間満了日まで

3 非公募により選定する理由

指定期間中に対象エリアに自転車駐車場が新設される場合、非公募により区営自転車駐車場(環7南・高島平エリア)の指定管理者を選定する理由は以下のとおり。

(1) 施設管理上直ちに指定管理者を指定する必要があるため

区営自転車駐車場は、駅周辺エリアにおける放置自転車等の解消や、民営自

転車駐車を含めた駅周辺エリアの収容台数の著しい変化により逼迫した状況が認められる場合、同一エリア内において早期に必要な駐車台数を確保し、開設が必要となるケースがある。公募による選定によらず同一エリア内の区営自転車駐車場指定管理者が一括して管理運営を行うことで、区民の利便性向上及び放置自転車等の解消につながる。

(2)指定管理者が管理運営する区営自転車駐車場が廃止または一部移転(将来の予定を含む)となり、その代替施設として同一エリア内に区営自転車駐車場を開設する場合があるため

区営自転車駐車場の廃止または一部移転により代替施設を開設することがある。この場合、既存の区営自転車駐車場から新設の区営自転車駐車場に利用者を移転させる際の周知及び契約の変更等の業務が必要となる。この点につき、移転先の自転車駐車場においても引き続き同一エリア内の区営自転車駐車場指定管理者が一括して管理運営を行うことにより、移転手続きを円滑に進めることで、利用者の負担軽減につながり、かつ、移転期間を短縮することができる。

(3)開設する区営自転車駐車場において、単独施設での管理運営と比較し同一エリア内の区営自転車駐車場指定管理者が一括して管理運営することによりスケールメリットを生かした経費面の効率化や利用率の向上が図られるため

① 経費面の効率化

開設する区営自転車駐車場の収容台数の規模や既設の区営自転車駐車場との位置関係から、同一エリア内の区営自転車駐車場指定管理者により管理を行うことが、施設の巡回、設備の点検、整備における経費等の節減になる。

② 利用率の向上

開設する区営自転車駐車場においては、「駐車場の場所が利用者に認識されること」が利用率向上の重要な要素となる。この点において、同一エリア内の区営自転車駐車場指定管理者が開設する自転車駐車場検索サイトにリアルタイムの空車情報を掲載することによる開設駐車場の利用促進と認知度の向上、既設の区営自転車駐車場利用者に向けた開設駐車場の周知、同一エリア内の駐車場利用状況に応じた料金設定による開設駐車場の利用促進などスケールメリットを生かした運営により駐車場の利用率向上に繋がる。

(4)公募により区営自転車駐車場(環7南・高島平エリア)の指定管理者を選定した際に指定管理者の運営能力や財務状況等、指定管理者としての適格性について既に確認しているため。

4 選定方法

本方針による非公募による指定管理者候補団体の選定については、板橋区営自転車駐車場の管理運営に係る指定管理者候補団体の選定に関する要綱第11条に定める書類を指定管理者が区に提出することで、選定されるものとする。

5 議会による審議・議決

本方針に基づき、非公募による指定管理者選定を行った場合は、指定議案の審議・議決を諮るものとする。